

脳卒中対策基本法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、脳卒中が国民の疾病による死亡の主要な原因となっているとともに、国民が介護を要する状態等となる主要な原因となっていること等脳卒中が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施、脳卒中患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療の迅速な提供等、脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの緊密な連携等が強く求められていることに鑑み、脳卒中対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を明らかにし、並びに脳卒中対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、脳卒中対策の基本となる事項を定めること等により、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。

（第一条関係）

二 基本理念

脳卒中対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。

- ① 脳卒中の予防及び脳卒中を発症した場合の迅速かつ適切な対応に関する知識の普及及び啓発を図ることにより、これらの重要性に関する国民の理解と関心が深まるようにすること。
- ② 脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施並びに脳卒中患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療（以下単に「医療」という。）の迅速な提供、脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者に対する日常生活の支援を含む福祉サービスの提供その他の脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず、かつ、継続的かつ総合的に、行われるようにすること。
- ③ 脳卒中に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、脳卒中に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

（第二条関係）

三 国の責務

国は、二の基本理念（四において「基本理念」という。）にのっとり、脳卒中対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。 （第三条関係）

四 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、脳卒中対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。 （第四条関係）

五 医療保険者の責務

医療保険者は、国及び地方公共団体が講ずる脳卒中の予防及び脳卒中を発症した疑いがある場合の対応方法に関する知識の普及及び啓発等の施策に協力するよう努めなければならないこと。 （第五条関係）

六 国民の責務

国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が脳卒中の発症に及ぼす影響、高血圧症その他の脳卒中の原因となり得る疾病が脳卒中の発症に及ぼす影響等脳卒中に関する正しい知識を持ち、脳卒中の予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、自己又はその家族等が脳卒中を発症した疑いが

ある場合においては、できる限り早期かつ適切に対応するよう努めなければならないこと。

(第六条関係)

七 保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務

保健、医療又は福祉の業務に従事する者は、国及び地方公共団体が講ずる脳卒中対策に協力し、脳卒中の予防等に寄与するよう努めるとともに、良質かつ適切な脳卒中に係る保健、医療又は福祉に係るサービスを提供するよう努めなければならないこと。

(第七条関係)

八 法制上の措置等

政府は、脳卒中対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

(第八条関係)

第二 脳卒中対策推進基本計画等

一 脳卒中対策推進基本計画

1 政府は、脳卒中対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、脳卒中対策の推進に関する基本的な計画（以下「脳卒中対策推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。

- 2 厚生労働大臣は、脳卒中対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、全国脳卒中対策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 3 政府は、脳卒中に係る医療に関する状況の変化並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの実施の状況、脳卒中患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の状況等を勘案し、並びに脳卒中対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、脳卒中対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。

(第九条関係)

二 関係行政機関への要請

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に対して、脳卒中対策推進基本計画の策定のための資料の提出又は脳卒中対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができること。

(第十条関係)

三 都道府県脳卒中対策推進計画

- 1 都道府県は、脳卒中対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの実施の状況、脳卒中患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の状況等を踏まえ、当該都道府県における脳卒中対策の推進に関する計画（以下「都道府県脳卒中対策推進計画」という。）を策定しなければならないこと。
- 2 都道府県は、都道府県脳卒中対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、脳卒中対策に係る者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第四の二の1により都道府県脳卒中対策推進協議会を置いている都道府県にあっては、都道府県脳卒中対策推進協議会の意見を聴かなければならないこと。
- 3 都道府県は、当該都道府県における脳卒中に係る医療に関する状況の変化並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの実施の状況、脳卒中患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の状況等を勘案し、並びに当該都道府県における脳卒

中対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県脳卒中対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこと。

(第十一条関係)

第三 基本的施策

一 脳卒中の予防等の推進

国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が脳卒中の発症に及ぼす影響並びに高血圧症その他の脳卒中の原因となり得る疾病が脳卒中の発症に及ぼす影響並びに脳卒中を発症した疑いがある場合の対応方法に関する知識の普及及び啓発その他の脳卒中の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(第十二条関係)

二 脳卒中を発症した疑いがある傷病者の迅速かつ適切な搬送等

- 1 国及び地方公共団体は、脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、当該搬送及び受入れに係る体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、救急救命士及び救急隊員が、傷病者の搬送に当たって、当該傷病者について脳卒中を発症した疑いがあるかどうかを判断し、適切な処置を行うことができるよう、救急救命士及び救急隊員に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第十三条関係)

三 医療機関の整備等

- 1 国及び地方公共団体は、脳卒中患者がその状態に応じた良質かつ適切な医療を受けることができるよう、専門的な脳卒中に係る医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、脳卒中患者であった者の脳卒中の再発の防止を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(第十四条関係)

四 脳卒中患者等の福祉

国及び地方公共団体は、脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者の生活の質の維持向上のための施

策、脳卒中の後遺症を有する者の社会的活動への参加の促進のための施策その他の脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者の福祉を図るために必要な施策を講ずるものとする。 (第十五条関係)

五 連携協力体制の整備

国及び地方公共団体は、脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施並びに脳卒中患者に対する良質かつ適切な医療の迅速な提供、脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者に対する日常生活の支援を含む福祉サービスの提供その他の脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず、かつ、継続的かつ総合的に行われるよう、消防機関、医療機関その他の関係機関相互間の連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。 (第十六条関係)

六 人材の育成等

国及び地方公共団体は、脳卒中に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成を図るために必要な施策を講ずるとともに、脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者の生活の質の維持向上等に関する研修の実施その他の脳卒中に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者の資質の向上のために必要

な施策を講ずるものとする。

(第十七条関係)

七 脳卒中対策に関する情報の収集及び提供等

国及び地方公共団体は、脳卒中対策に関する情報の収集及び提供を行うために必要な施策を講ずるとともに、脳卒中患者及び脳卒中患者であった者並びにこれらの者の家族その他の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(第十八条関係)

八 研究の推進等

- 1 国及び地方公共団体は、革新的な脳卒中に係る予防、診断、治療等に関する方法の開発その他の脳卒中の発症率及び脳卒中による死亡率の低下等に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、脳卒中に係る医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに脳卒中に係る医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるもの

とすること。

(第十九条関係)

第四 全国脳卒中対策推進協議会等

一 全国脳卒中対策推進協議会

- 1 厚生労働省に、脳卒中対策推進基本計画に関し、第二の一の２の事項を処理するため、全国脳卒中対策推進協議会（２において「全国協議会」という。）を置くこと。
- 2 全国協議会は、委員二十人以内で組織し、全国協議会の委員は、脳卒中患者及び脳卒中患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、傷病者の搬送の業務に従事する者、脳卒中に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。

(第二十条関係)

二 都道府県脳卒中対策推進協議会

- 1 都道府県は、都道府県脳卒中対策推進計画に関し、第二の三の２の事項を処理させるため、都道府

県脳卒中対策推進協議会を置くよう努めなければならないこと。

- 2 都道府県脳卒中対策推進協議会は、脳卒中患者及び脳卒中患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、傷病者の搬送の業務に従事する者、脳卒中に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の都道府県が必要と認める者をもって構成すること。

(第二十一条関係)

第五 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一項関係)